

総務文教常任委員会会議記録

(条例改正・指定管理者の指定審査)

1. 日 時	令和8年2月6日(金) 9時30分開議 令和8年2月6日(金) 17時10分散会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	原田豊彦委員長、安井博幸副委員長、本多紀元委員、前田えり子委員、野々村康委員、向井千尋委員、上田英樹議長
4. 欠席議員	なし
5. 会議に付した事件	<p>議案第12号 丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第5号 丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第19号 丹波篠山市立歴史美術館条例等の一部を改正する条例</p> <p>議案第13号 篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第15号 丹波篠山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>議案第17号 丹波篠山市保育所条例及び丹波篠山市立認定こども園条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第18号 丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第21号 篠山チルドレンズミュージアムの指定管理者の指定について</p>
6. 議事の経過	<p>原田委員長 挨拶</p> <p>原田委員長 開議宣告</p> <p>9:30 開議</p> <p>■日程第1 議案第12号 丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例</p> <p>学校教育部説明</p> <p>【主な質疑内容】</p> <p>安井副委員長 要するに、この基金を取り崩すことによって、大体平均的に毎年どのぐらいを取り崩そうということになるんでしょうか。</p> <p>学校教育部 表彰者数によって変わってくる。市の三大表彰として三宅剣龍賞、みどり賞ともに丹波焼の盾をお渡ししております中、年度によってばらつきあるが30万から50万程度の経費を要しており、そこに充てさせていただきたいと考えております。</p>

野々村委員	先ほどの説明の中で、現下の低金利というような表現が条例の説明資料の中にも記載されておるんですが、2月4日付けの国債の金利情報を見ますと、1年物で1.018、3年物で1.401、5年物で1.687の金利をつけておりまして、近年金利が非常に上昇している部分がございます。低金利の運用というのはどういふようなところで、運用されているんでしょうか。利子はどういふようなところで運用益となっておりますでしょうか説明を求めます。
学校教育部	会計課で運用しており、運用益が5万～10万の時代もあったようであるが、近年は低額の利子運用となっていることから今回このような形で提案させていただきます。
野々村委員	税金とか補助金でつくっている基金ではありませんので、きちんとした運用をしていただきたい。その運用についてレーダーを張っていただいて、令和4年の契約されているいろいろな債券であれば非常に金利はおっしゃるように低いかもしれませんが、その辺のことにたえず、情報の収集を持っていただいてご寄付に対して答えるような基金として運営していただきたいと思います。
学校教育部	御提案ありがとうございます。会計課にもお伝えする中で、御厚志が生きるように、検討していきたいと思ひます。
原田委員長	遺族の意向が確認できたと書いてあるんですけども、どのような提案をされて、どんな反応でしたか。
学校教育部	必要に応じ、御遺族とお話しさせてもらう機会もある中で、数年前から、「運用はお任せします」と御遺族から聞いておりました。そうした中、御遺族からは、必ずしも、利子運用にこだわらず、原資を使ってもらってもよいといういふような話もいただいたことから、今回提案させていただいている。

■ 日程第2 議案第5号丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例

行政経営部説明

【主な質疑内容】

向井委員	この中で、この基金活用して、たくさん子ども食堂が市内に立ち上がっていると聞いているんですけども、この基金を主に活動の資金にされていると思うんですけども、この基金がなくなった後、それらの市民団体への支援というのはいふどのようにお考えでしょうか。
行政経営部	本基金を活用して、子ども食堂事業に充当して取り組んできました。基金は今回、廃止するんですが、予算につきましては、現状も計上しておりまして、財源とかの問題もあるんですけども、可能な限り事業の必要性を考慮しまして継続したいと考えております。財源につきましては別の基金になりますけど丹波篠山ふるさと基金を活用しながら、活用していきたいといういふ

うに考えています。

向井委員 この基金のおかげでたくさん立ち上がって、本当に私も幾つか見させていた
だいているんですけども、違う形で続けていけるようにと思います。

行政経営部 先ほど回答に対してちょっと補足として、現時点も予算を計上しており、そ
の財源として、今は国の国庫補助金を受けながら事業を継続しています。当初
は市単独の事業として、スタートアップとしてお役目を果たしまして、今は国
庫補助金の市の負担部分について、ふるさと基金を充当させて継続させていた
だいているところです。

安井副委員長 4月1日時点でこれがなくなってしまって、新年度予算で歳入としてどうい
う形になるのでしょうか。

行政経営部 この基金につきましては、令和7年度末をもって残高についてもゼロとなり
ます。7年度の新型コロナウイルスの予防接種の接種費用のほうに全額残額を
充当しておりますので、3月末にはゼロになる予定となっております。

■ 日程第3議案 第19号丹波篠山市立歴史美術館条例等の一部を改正する条例

社会教育部説明

【主な質疑内容】

安井副委員長 4館共通料金なんですけども、区分が三つから二つになったことによって、
小学生中学生の値上げ分というのが倍になって、非常に何ていうか小学生中
学生にとっては高くなるなというふうに感じるんですけども、このあたり三つ
の区分から二つの小に変えた理由というか、説明をお願いします。

社会教育部 子ども料金、18歳未満というところで、現状を申し上げますと、大人の有
料入館者の割合が92%で、その他は7%弱です、小中学生につきましては、無
料のコロンカードやのびのびパスポートがございまして多くが無料の対応
ができますので、子どもについては値上げの影響は少ないというふうに考えて
おります。

区分を二つに分けましたのは、なるべく分かりやすい料金体系と窓口対応
の簡素化を目的に二つに区分しました。

向井委員 この共通入場券、今年度、4月に、既に条例改正をしていますが、今年度の
この共通券の利用状況とかはいかがですか。

社会教育部 4館共通券を今年度から600円から大人900円に値上げをいたしました。
12月までの売上げの推移を見ますと、共通券につきましては、金額で言いま
すと81%に減っておりますが、その分単館のほうに入館者が移っておりまして、
全体では102%で平年並みにとどまっております。やはり共通券が値上げで単
館を選ばれるほうが多いですが、4月の値上げにより入館料には変わっていな

いというところです。

向井委員

分かりました。また今後区分が分かれるというところで、この共通券の利用の仕方を説明されましたけれども、共通入館券では、二館の利用が多いつて言われたので、有効に利用していただけるようになるかなと思います。今回の入場料改定に当たって、人件費とか物価高騰による経費を捻出していくということが理由でありましたが今回の財政持続的発展計画の中にも盛り込まれていたもので、そうなっているのかなと思うんですけども、あわせて監査報告のほうも読ませていただきまして、大変指定管理者、健闘していただいているというふうに、監査報告からも、報告が出とるんですけどもその一方で、もう少し施設の充実、資料の保存とか、また入館者の冷暖房の管理とか、それをしっかりと整えていくようにというふうな、監査報告も出ておりました私もそのとおりだなと思っているんですけども、特に空調設備のない施設等はどう考えておられますか。

社会教育部

特に歴史美術館につきまして、冷暖房の設置が無く、建物が歴史建造物であり、空調設備の整備が難しいということもありまして、課題はありますが、今後大規模改修等が、ありました際に冷暖房設備の設置を検討していきます。昨年は、館長室を開所いたしまして、一般の方にも使ってもらえるような場所に改修しまして、夏場の避難する場所としては冷房が使えるようなところは設けております。

社会教育部

令和6年度でいいますと、指定管理料の支払いに伴う入館料収入というのは大体33%ぐらいです。

今回の入場料の改定に伴って、試算しますと、大体47%ぐらいまで上げられますので、収入をしっかり得てですね、その分を施設の改修費に回していくということも必要かと考えております現在、指定管理者とも、監査報告を受けて協議を進める中で、学芸員を雇用していただいておりますので、学芸員の働き方の部分、また、今回、3区分の料金のところを2区分にするというのは、窓口で、細かく分かれ過ぎて、かなり入場していただくのに時間がかかるということも、聞いている中で今後は、券売機の導入も含めて考えていく必要があるのではないかとというふうに考えております。今後、施設の在り方含めて検討したいと思っています。

向井委員

本当にその施設の維持管理ということと、入館者の利便性というところを両方考えていただいて、今回の料金改定がよりよくなるようになったらいいなと思います。今年度、総務文教委員会で1番最初に所管事務させていただきましたけど、今後、歴史美術館の大規模改修も先ほど言われましたけども、大書院の屋根の改修とかもということもっていう話もされていたので、ぜひそういう

	<p>長期的な視点で検討いただきたいと思います。</p>
前田委員	<p>使用料の設定で、大書院として新たに使用料が設定されるわけですが、映画とかドラマとか見てたら時々出ていたりします。今まではどうされてたんですか。</p>
社会教育部	<p>撮影につきましては、部屋使用の設定がある場所が大書院の中では、虎の間、てまりの間、孔雀の間だけですが、そこについて使用料を徴収させていただいて、撮影スタッフの方の入館料を取る程度でした。収入としてはそんなに多くなかったという状況でございます。過去には、建物を貸切り、臨時休館を行うような場合は、同じように入館料とか、部屋使用料を徴収していましたが、休館するときに、1日多かったら10万円程度の収入があったりしますので、そういう収入の減収になっていましたので、それも踏まえ上段の間、史跡庭園につきましては、1日10万円で、貸切りしたとしても減収にならないような、料金設定したといったところでございます。</p>
本多委員	<p>私からも追加で使用料の設定ですが、主にこの5万円っていうのが先ほどの説明も含めて、対象とした事業者向けの設定かなと思います。改正された条例の中には、要は既存の設定された費用が2000円であるとか、孔雀の間とか2000円の中で、上段の間がいきなり5万円になっていまして、明確に事業者向けっていうのが分かりにくいような改正になっていまして、このパターンだと一般の方が結構払えば使えるのかっていうことになるのではないかと思います。その辺りについてどうお考えか教えてください。</p>
社会教育部	<p>上段の間につきましては、壁面がかなり貴重な襖絵でございまして、これまでもなかなか一般の方には、貸し出す場所としてふさわしくないということで、料金設定をしていませんでした。ただ撮影等でしたら、上段の間がふさわしいということで、それにつきましては徹底した安全管理をしてもらう条件で、貸し出すところ対応しておりました。大書院には、壁面の美術品の保護等もありますので、一般の方には、使用いただくのは難しいとは考えております。もちろんいろいろ利用の際にかなりの注意事項等を示した上で判断いたしますので、基本的には事業者向けに考えております。一般向けには虎の間、孔雀の間、てまりの間などの既存の場所について借りてもらうように考えております。</p>
本多委員	<p>条例の改正の中には、特に盛り込む必要ないのかどうかについてお聞きしたいのですが、例えばほかの規則として設けられるのか。どうという対応をされていくのか、考えがあれば教えてください。</p>
社会教育部	<p>基本的に大書院の利用につきましては、何でもいいとは限りませんので、大書院の利用にふさわしい内容を個別に判断しながら、使用の許可を行っていく</p>

と考えております。

原田委員長

先ほど説明で共通入館券を旅行クーポンで扱いができるようにというふう
に、これ非常に期待ができるなというふうに思っておりますけども、業者さん
に対する、手数料は何%ぐらいを予定されてますか。

社会教育部

手数料つきましては、10%と聞いています。旅行業者が設定する料金以内
に行うということで、一般的には20%以内がというのが、そういった規定ですが、
ただ、個別に市のほうと業者のほうと調整をして設定していきませんが今のとこ
ろ10%で検討しています。

原田委員長

市も業者もメリットがあるような関係が築けたら、さらに売上げも上がるか
なと感じします。

社会教育部

この旅行クーポンを使えるようにするということにつきましては、個別に旅
行会社のほうに聞き取りもしております。その中で、丹波篠山市にバスツアー
で来られる方はなかなか滞在時間が短いというふうにお聞きしております、
今まで4館共通券しかなかったものを、2館共通券を設定することで、2館ぐ
らいは行っていただけるというところで設定をしています。

また、旅行クーポンについては、旅行会社も、そういうプランがあれば取り
組んでいきますというふうに旅行会社から聞いていますので、現在、指定管
理者であるウイズささやまについても、旅行業を取得されていますので、旅
行業をされてるウイズささやまと大手の旅行会社との関係性の中で、全旅ク
ーポンというところに、登録をすることで、多くの旅行会社が、ツアーを組
む際に、全旅クーポンの中から選んで旅行企画をするというふうにお聞きし
ていますので、選択肢として、この歴史4館を旅行企画の中に入れていただ
けるように、今回働きかけをしたところです。

■ 日程第5議案 第13号篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例

こども未来部説明

【主な質疑内容】

野々村委員

先ほど入館料の改正ですが、市外利用者に限っての変更ということで市内は
変更ないということによろしいでしょうか。

こども未来部

そのとおりでございます。市内利用者については無料ということになってお
りまして、市外の方にかかる経費となります。

野々村委員

700円から1000円に、300円上げられたこれはどのような施設等々比較
考量されて、この1000円という決められた理由について説明を求めます。

こども未来部

他市の利用料金を参考にはさせていただきましたが、なかなかこのチルドレ

ンズミュージアムに見合うような金額設定というのが見つかることができませんでしたが、人件費もしくは物価高騰に対応するために、上限 1000 円というところが妥当ではないかということで 5 年後までのことを想定して決めました。

野々村委員 今回の改正は、入館料の基準金額ですよ。基準金額を現行の 700 円から 1000 円とするんですが、実際に入館料を課長が説明されたように基準金額とは上限の金額であって、それ以下ですと、議会の議決を得られると、1000 円までできるということになるんですが、実際には金額を上げると入館者が減る可能性もあるので、現在の指定管理者からは 800 円という提案もある中でまずは 800 円に上げて、後については入館者とか、利益収支を見ながら、上限を 1000 円とするというそういうような理解でよろしいでしょうか。

こども未来部 そのとおりでございます。

安井副委員長 入館料なんですけども、これは市外の方の場合、子どもも大人も一律に同じ料金なんですか、大人と子どもと個別料金で設定されてるんですか。

こども未来部 現在の入館料は高校生以上が 700 円。小中学生が 500 円。2 歳以上が 250 円ということで定められています。

安井副委員長 2 歳以上というのは、細かく分けてあるなという感想なんですけども、ただそれが例えば今、これ 1000 円になることによって、運営者側が大人を 800 円にされたいということで、その場合、例えば小中学校とか 2 歳の金額もそれに引きずられて、いくらか上がるんですか。それとも据置きになるんでしょうか。

こども未来部 提案内容を申し上げますと、高校生以上については 700 円を 800 円に、そして、小中学生については 500 円を 600 円に、2 歳以上から就学前になりますけども、250 円を 300 円にという提案をされております。

今後この値上げの状況によって、利用者がどういった推移で増減をしていくか、そういうところと、今後の物価高騰も踏まえて、年度ごとに検討はされることを予想しております。

安井副委員長 そうやって、変えようというのは分かるんですけども、あんまりしょっちゅう変えられても、困りますので、やっぱり一旦変えたらやっぱりそれはやっぱり何年か、少なくとも何年かは行けるぐらいの金額に設定してやってほしいなという要望です。

こども未来部 今回の指定管理者の提案の中では、おおむね 3 年間は、この金額でいくと、その後あとの 5 年間の指定管理となっておりますので、あとの 2 年間については、その状況を踏まえて、検討していくと聞いております。

安井副委員長 この施設利用料の設定で説明資料に表が載っていますが、これは新たに多目的ルームが加わったのですがそれ以外のものは、現在使われている料金がその

まま記載されているという理解したらよろしいですか。

こども未来部 はい、そのとおりです。この施設利用料につきましては、多目的ルーム以外はこれまでからの金額で変更ございません。

前田委員 多目的ルームですが、現在どういうふうに使われていますか。

こども未来部 現状は、ストックヤードという名称になっておりまして物置スペースとなっております。

原田委員長 多目的ルームの新たな設定ですけども、1か月の利用料金が11万円あるんですけど、こんな何の利用といいますか。誰が想定されとる方いらっしゃると思いますか。あったら聞かせください。

こども未来部 この多目的ルームの料金設定をなぜしたかといいますと、ちるみゅーの指定管理者の収益向上、図るために、この空きスペースを貸出し施設として設定をいたしました。利用については、会議の場として、また、ダンスや合唱など練習の場として、また、長期管理に当たっては、作品の展示であったり、絵画工作など、アトリエ的な使い方、また研究の場としての活用等を考えます。

原田委員長 例えばそこで、営利行為というか、入場料を取って、何か展示をするとか、そんなことも可能でしょうか。

こども未来部 指定管理者の許可が必要となりますが、基本的には可能です。

原田委員長 分かりました。集客を図る事業をした場合に、ちるみゅーへの入館料とかはどうなりますか。

こども未来部 ちるみゅーの館に入るため、入館料は発生します。

その中で、各種それぞれのイベントがありますので、それに参加をする方には、入館料とは別に、参加費が要る催しに参加する場合は、別途参加費が必要になります。

安井副委員長 多目的ルームが、現在ストックヤードになってるということでしたけども、要するに物置の品物を持っていく場所っていうのはあるんですか。

こども未来部 施設には、そのほかにも倉庫的なものがあるのでそちらに保管いたします。

■ 日程第6議案 第15号丹波篠山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

■ 日程第8議案 第17号丹波篠山市保育所条例及び丹波篠山市立認定こども園条例の一部を改正する条例

こども未来部説明

【主な質疑内容】

野々村委員 市内で利用できる保育所と認定こども園について、お示し頂いたんですが、

逆に言うと、利用できない保育園取り組まない保育所、認定こども園は、逆にあるのでしょうかあれば何か所の保育所、認定こども園か教えてください。

こども未来部 今回の条例改正につきましては、今後、公立の保育園、また公立の認定こども園で実施できるとなったときに即座に実施できるように、あらかじめ定めるものとなっております。現在、令和8年度につきましては、公立の保育園、また、認定こども園での実施の予定はございません。

野々村委員 改正の概要のところにも書いてありますが、実施することになった場合のためっていう文言なんですけど、今、私が聞きたいのは、市内の保育園、認定こども園のうち、ここに網羅されていない保育所とかこども園があるのか、いや、もう市内の公立の保育所、公立の認定こども園は全てこの条例の中に書き込んでいますなのか、どちらかということをお聞きしたいと思います

こども未来部 全ての公立のこども園、保育を網羅しています。

野々村委員 次の段階になるんですが、今の答弁あったように、実施することになった場合という、条件みたいなことが書いてあるんですが、なった場合とはどういうときに保育所とか認定こども園が対象となるというのは、どのような周知を行うのか。また、市の方で規則なんかで決められるのか。実施することになった場合に、誰がどのようなときに、どう決めてどのように公募されるのかっていうことを質問します。

こども未来部 現在、保育所やこども園におきましては、保留児童等が出ているような状況にありますので、実際に乳児等通園支援事業を実施するのは難しい状況です。そのような状況が改善されれば、保育所やこども園でも実施します。その段階で条例改正は特にございません。

野々村委員 具体的に認定こども園が9月1日から始めますとか、そういうようなことが分かる施設が現在のところ対応できていない、市内の幼稚園、保育園、認定こども園は対応できてないから、この4月1日のスタート時点ではどこも対応しませんというお話だと思うんですが、それが対応するときってというのは、施設改良とか保育士さんとかの人員が充足されて対応できるってというのは、それは市長が判断して、広報されるということになるのかなと思いますが、予算を見ると、保護者さんが納められる利用料について1時間300円とおっしゃいましたけども、これについては収入の部ですからその予算を大きく組む必要もないのかなと思います。給付費の支払いを受ける場合、これは国県の補助金だから特に予算を絡まないですよね。ですから、議会とか市民が分かるのは、やはり、市長、教育長等が、決定され広報をされたときに初めていつから始まるということを知ることができるということなのですかね。

議会に対しては、条例の改正も必要ないので諮られることはないというふう

に理解したらよろしいでしょうか。

こども未来部 まず、想定の一つは先ほど言いましたように、何年か先に子どもが、少なくなつて、公立保育園、こども園で余裕ができたときがまず1点です。現在待機児童や保留児童が多い中で、8年度については、認可外の保育所、あと子育て拠点施設のように私立の施設で何とかできないかということをお願いをしているところです。今一か所手を挙げていただいております。この事業自体が、自治体で必ずやっついていかないといけないという事業になっています。例えば、8年度からされる事業所があったとして、そこが9年度は無理ですということになり、次の民間の事業者がない場合、公立のどこかの保育園もしくはこども園で実施しないといけないという状況も出てきます。

そういったところも想定して今回あらかじめ条例を改正させていただいています。想定としては、4月1日の年度がわりと思っておりますけども急に撤退をされることになれば、急な対応も必要になってくると考えています。

野々村委員 あらかじめこの施設でもできるように今回条例は整備されて、それに対して議会は同意または不同意という判断をするわけですが、実際にその保育所及び認定こども園が受入れを開始されるのは、市長の判断でいつからでも始められるし、それは広報等を通じて、市民の皆様への周知となるというように理解したらよろしいでしょうか。

こども未来部 周知につきましては議員おっしゃっておられるとおり、こちらからの周知をおこない、議会については、急な状況ということになりますので例えば全協で報告をさせていただくことになると思います。

ただ、公立の保育園またこども園で実施する場合は、保育士1人に何人という基準がございます。年度の途中になれば基準の中で、空いているところで、受入れができると思っております。年度が変わるときになりましたら、待機児童は出る可能性もありますが、基準で受入れができる園児さんを1人入園していただかないで、本事業の枠をつくっていくという設定の仕方になると思います。

野々村委員 丁寧な説明で理解はできる場所なんですけど、本法律から、1市町村においては少なくとも1施設がこの法に基づいた運営をしていく必要があるとなると、それに対して現在、私立の1施設が声かけをしていただいているとか、取り込もうと努力していただいているということで、現在ところは1施設ということではよろしいでしょうか。

こども未来部 現在、1事業所から申請を受け付けています。

野々村委員 申請が一つあるということで、少しは安心しました。

安井委員長 新年度からの条例整備をするだけで実施はしないというふうに理解したん

ですけれども、ただ、例えば保育士さん、年齢によって何人まで見れるっていうのありますね、余裕があるところに例えば受け入れるっていうことは、例えばその一つの保育所、こども園であれば、何歳児だったら何人まで余裕がある、そういう格好で、広報なりして、希望者を募るという格好になるというふうに理解していいんですか。

こども未来部 実施施設のほか、申込み方法を周知していく必要があると思います。また、申込みにつきましては、国がシステム化をしております。利用者は、そのシステムを使って利用可能な時間帯等を確認しながら行います。事業実施にあたって周知に努めていかなければならないと認識しております。

安井副委員長 その場合例えばと、途中で給食の時間が挟まったりした場合はどういうふうになるんですか。

こども未来部 利用時間は、それぞれの事業者、施設において定めます。食事の提供の有無については、事業所の判断によりますが、9時から12時まで、1時から4時までの利用時間とし、食事の時間を挟まないなど、運営しやすい方法を事業所で判断されるのではないかと考えます。

前田委員 事業所、一つは申請され聞いてちょっと安心しましたが。市が認定しないといけないわけですね。あと子どもと保護者のほうですけども、これはもう本当にその対象になる子どもっていうのは、限られてるわけですよね6か月から2歳位までの子どもは何人ぐらいおられますか。

こども未来部 500人ほどいらっしゃる中で、対象となる保育所等に通っていない子どもは約250人程度とっております。

前田委員 そうすると、この250人にその権利というかが出てくるわけですね。

こども未来部 要件に該当する子どもは、本事業の対象になり権利がございますので認定することになります。

向井委員 この議案15号に、特定乳児等通園支援事業の規定の内容に、面談及び正当の理由のない提供の拒否の禁止、だから、基本的には拒否できないということではないのですか。

こども未来部 正当な理由のない提供の拒否の禁止は、事業所が、利用申込みを受けた後に、正当な理由がない限り、受け入れを拒んではならないという規定です。予約をするまでの提供の拒否というわけではありません。

こども未来部 利用料につきましては、保護者さんが直接、利用した事業所に払います。給付費につきましては、保護者さんが受け取るものですが、それを法定代理受領という形で、事業を提供した、事業所が受け取ります。お金の流れとしましては、国県市の負担金を市が事業所に給付費として支払うという形になります。公立で実施する場合は国県の負担金は市の歳入になるということです。

向井委員 申込みのシステムなんですけれども、それは市が調整されて、その事業者はされないということでいいんですか。

こども未来部 認定作業は市のほうでします。予約の受け付け等は事業所がされるので事業所にもアカウントを発行してそのシステムを利用していただく形になります。市は、システムにより最初の認定作業や、毎月事業所から利用状況の報告を頂きまして、給付費を支払う手続きをします。

野々村委員 こども誰でも通園制度総合支援システムっていうのは、子ども家庭庁がスマホを示してですね、全てスマホで一発で全部できると、利用申請から市が受けて審査して利用認定してそれを利用者にお返しして利用者の方が事業所の検索をして事業所等面談されてアレルギーのあるなしとかいろんなものもチェックして予約して利用開始して、利用が終了したら事業所から市のほうに請求が上がってきて、市が事業者のほうにお支払いをするというような、このシステムについては稼働しています。全国的にそれに対してカスタマイズは市町村で時間の設定であったり、ある程度融通がきいてそれが使えるという状況に今なるとということに理解してよろしいのでしょうか。

こども未来部 令和7年度も本制度を実施している市町村では、実際にシステムを使用されている市町村もあります。令和8年度から実施する市町村も多いですので、研修用のシステムも発行されていまして、練習ができるような形を国の方で整えていただいております。

前田委員 やらざるを得ないという制度なので、どこの自治体も苦しいと思うんですけど、保育士が足りないとか、いろんな条件、厳しい中だと思うんですけども、私は何か心配なのが、やっぱり子どもの状況のことを思います。例えば0歳から2歳ぐらいの子どもがいきなり、知らない保育所に預けられて行くわけですね。何かその最初のところがすごい心配です。

こども未来部 そういう心配もあることから、この制度においては、子どもさんだけでということに難しいような場合は、慣れるまでの時間、保護者の方も、保育の場に一緒にという親子通園が認められております。月1回程度になりますので、なかなか子どもさんがなれるということは難しいかもしれませんが、その状況を見ながら適切な期間、親子通園の実施を認める制度になっております。

■日程第9 議案第18号丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

こども未来部説明

【主な質疑内容】

野々村委員 現在の音羽の森子育てママフィールドについて、NPO法人さんが運営をし

ていただいているんですがその方々についてはこういうような指定管理を行いたいというようなことの情報は提供されているのでしょうか。

こども未来部 はい、今現在運営している、代表等に相談等もしております。

野々村委員 それで指定管理制度については、令和9年4月1日からですよ。

それに関しては、使用料金方式にされるのか。利用料金制度にされるのか、そのことの方角については、市としてはどのようにお考えになっているのか。また、公募になるんですけども、今運営されてる方も応募されるのではないかと思いますんですがその辺の現在の状況をお聞かせください。

こども未来部 料金制度については、当該施設の立地条件、利用世帯、利用者層等も含めまして、余り収益性のある施設とは言えないことから、使用料金制にしたいと考えております。指定管理者制度を来年度公募するに当たって、現在の施設を利用されている団体につきましては、公募については応募する旨の話はお聞きしております。

野々村委員 第18号説明資料のところで、3番目に施行期日と書いてあって、第1条っていうのは、改正の概要で、指定管理できるというのは、令和8年4月1日からとなっています。実際は令和9年4月1日に向けて令和8年度は研究公募をしていきたいとなっています。条例上はこうなってるんですけど実際に行うのは、令和9年、4月1日からというような御説明だったと思いますが確認させてください。

こども未来部 今年の4月1日から指定管理者にすることができるというふうに条例を改正をしまして、令和8年度中に、指定管理者の選定等の、実際の指定管理者による運営に向けての準備を進めまして、実際の運営については、令和9年度から実施していく方向で考えております。

野々村委員 理解いたしました。続いて、使用料については第2条関係として令和9年4月1日からこの使用料を取ることなんですけど、現在、NPO法人でヨガとかなんかいろんなお母さんが集まってサークルがされたり相談業務とかされていると思うんですが、それが、現在は、と、使用料は徴収していないと思いますが、使用料を取ってそれが収受代行制として、指定管理料の中に含まれていくような形になると、無料のところでお金を取ると本当にそんな人が集まってくるのかどうかその辺についてはどういう見解をお持ちでしょう。

こども未来部 どの事業を指定管理業務に含めるかは、令和8年度中に精査をしていくこととなります。当該施設は設置・管理条例で子育て親子の交流の場の提供、子育て世帯の相談援助、また、地域の子育て関連情報の提供等、子育てに関連するための施設と位置づけられております。

また、地域と連携した交流事業等もあります。当該施設で子育て支援事業を

実施するものについては、指定管理業務に含めるということも考えうるので、その場合の使用料はかからないことになると想定しております。

野々村委員 理解いたしました。できるだけ現在使われてて、利用率も高かったり、いろんな方々が集まられているようですので、せっかく積み上げられてたそういうような輪が崩れるようなことがないようにお願いしたい。

もう1点、指定管理者の選定の際に、福祉施設であったり市の施策に合うようなものの物品の販売等については、指定管理の要件の中で認めていただけるようなこともお考え頂ければ、施設を管理される方も地域の住民も市の施策に賛同頂ける事業者さんにも、三方良しになるんじゃないかと思っておりますのでこれは意見としてお願いしたいと思っております。

安井副委員長 四季の森のところにある子育ての施設とのすみ分けや光熱水費等のインフラコストを指定管理料などに含めるかというようなことなど、指定管理の要綱をつくる際には、検討をしっかりとしてほしいと思っております。

こども未来部 子育てふれあいセンターとのすみ分けにつきましては、たんなん子育て触れ合いセンターも、おとわの森子育てママフィールドについても、市内の中では子どもの多い地域に該当しまして、どちらの施設についても、多くの市民の方が利用されてニーズが高い施設と認識しております。確かに議員のおっしゃるとおり、同じような施設ではあつてすみ分けは、今後、必要になってくるかと思っております。おとわの森については民間の事業者が使用して事業を実施しているということでなかなか公共の施設ではやってないような英語の授業であったり、大人のヨガ教室をされていて、施設としての違いは出ているのかなというふうに認識しているんですが、御指摘のとおりでありますので、今後精査のほうを検討していきます。指定管理料に水道料金等を含めるかどうかについては、原則としては水道料金等も指定管理料に含めるのが原則となりますので、こちらの施設についても、積算については、水道料金含める方向で準備を進めていきたいと考えております。

■ 日程第10 議案第21号篠山チルドレンズミュージアムの指定管理者の指定について

こども未来部説明

【主な質疑内容】

安井副委員長 この指定管理料には水道光熱費も含めた金額というふうに理解していいんですか。

こども未来部 はい、含まれております。

向井委員 指定管理料のことですけど先ほどの条例改正の中で約300万を入館料で増

収になるだろうという試算の中で、この最後の審査結果に書いてあるんですけど、物価高騰による光熱水費の増加や賃金引上げに伴う人件費の上昇など、施設の実情を勘案した上で、綿密に積算された結果であると判断したというふうになってるんですけども、この綿密に積算されたっていうのはどういうことです。

こども未来部 この金額積算におきましてはこれまでの過去5年間の平均を考慮して、金額設定をされています。ただ人件費と物価高騰に対して対応しなければならない。そういった中、この指定管理料の抑制を図るために、自主財源の確保というところで、利用料金の増額の提案を頂くなどして、必要な金額を導き出して提案していただいているところで、そこを評価したところでございます。

向井委員 そしたらちなみに、今は赤字運営されてるということですか。

こども未来部 令和6年度の実績は若干の赤字ということで報告を頂いております。

向井委員 若干ということなんですけども、今回はプラスマイナスゼロになるんでしょうか。

こども未来部 入館者数は、令和3年度2万6600人であったものが、令和6年度、4万4000人ということで、非常に多くの利用者、これは市内の方も含めての数字になりますが、多くの方に利用頂いております。そういった中で通常の入館料の増収もありますが、それに加えて、入館料を上げることによる増収と、イベントなどの自主事業等の収益等を含めて、運営する旨の提案を頂いております。

野々村委員 ちるみゅーの開館時間については現在と変更なしで3月から12月の土日祝、夏休み期間の水木金曜日、それと開館時間帯は10時から17時で、平日は予約を受け付けのみという、そういう条件での募集でしょうか。

こども未来部 募集に関しては、開館の曜日等については、特にこちらで指定するものではなく、公募をさせていただきました。今回、この指定をする事業所につきましては、これまでと同じ開館方式での提案となっております。

野々村委員 利用者のほうからですね、もう少し夏休み以外だと平日ほとんど空いてないですし、もっと開けてほしいとか、そういうような要望とかいうのは、担当部局のほうには寄せられていないので、これまでどおりで契約を進めていこうという考え方なんでしょうか。その辺の5年間運営された中での市民の声とか、市外利用者の声というのが届いておれば、提示をお願いいたします。

こども未来部 現在のこの指定管理者の運営方法につきまして、何か苦情であったり要望であったりというのは、直接聞いたことはございません。

安井副委員長 評価、項目っていうのが、書いてありまして、そのうちの3番と6番と8番の項目について、これどういうところに、注目されとるのかないうところがちょっと分かりにくいといえますか、説明してもらえたらうれしいなと思いま

す。

こども未来部 3番につきましては、費用対効果の観点等からという部分ですけれども、ここで評価の視点といたしまして、施設の管理運営に係る所要経費額、そして、収支計画の的確性、実現の可能性、そして、効率的な維持管理計画というものが、この評価項目として上がっております。6番、申請団体の経理的基礎につきましては、団体の経営状況、財政体質、事業実績そして財務諸表による雨に対する適正なチェック体制、開示体制が評価、の視点となっております。8番の提案価格は指定管理料の額、そして、年の収益黒字になったときの納付額というものが、評価の視点ということになっております。

安井副委員長 例えばその6番の経理的、基礎というところで、経営状態が大事だと思えますけれども、例えば数字、金額、お金さわるわけですから、経理処理の問題もありますよね。それについて、今聞いたところ全部そのポイントが高くないところをちょっと抽出したんですけれども、ちょっと心配な部分があるのかなというふうに思ったわけじゃないですけど、その辺りとあと、提案価格の中で、今お話の中では、例えば入場料の設定なんか当然、指定管理をしてもらった方と協議されているわけですから、今後、大事なポイントだと思うんですけども、そこがちょっと低いなというのも思うんですけどその辺心配はありませんか。

こども未来部 指定管理者の検討会の際に、このあたりの専門家として税理士の方に、選考会の委員として、お世話になっております。専門家の目線で書類を見ていただき、適正であると判断をされております。

■議員協議

原田委員長 議員間で議論・確認等をしておいた方がよいこと等があれば、ご発言願います。

— 意見等なし —

■表決

議案第 5号 丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例
— 討論なし、全員賛成で可決 —

議案第 12号 丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例
— 討論なし、全員賛成で可決 —

議案第 13号 篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
— 討論なし、全員賛成で可決 —

議案第15号 丹波篠山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する
基準を定める条例

— 討論なし、全員賛成で可決 —

議案第17号 丹波篠山市保育所条例及び丹波篠山市立認定こども
園条例の一部を改正する条例

— 討論なし、全員賛成で可決 —

議案第18号 丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置
及び管理に関する条例の一部を改正する条例

— 討論なし、全員賛成で可決 —

議案第19号 丹波篠山市立歴史美術館条例等の一部を改正する条
例

— 討論なし、全員賛成で可決 —

議案第21号 篠山チルドレンズミュージアムの指定管理者の指
定について

— 討論なし、全員賛成で可決 —

原田委員長 この結果を含め、各委員との質疑、答弁の内容について、審査報告
を行いたいと思いますが、その報告については、委員長に一任いただ
きたいと思います。

また、本日の会議の記録については、事務局に調製させ、正副委員
長において内容確認を行いたいと思います。

— 異議なし —

安井副委員長 挨拶

原田委員長 散会宣告

17:10 散会